

育児・介護休業法に基づく育児休業等の取得状況について

■男性労働者の育児休業と育児を目的とした休暇の取得割合

年度	割合（小数第 1 位以下切り捨て）
令和 6 年度	88%

※事業年度は、4 月～3 月を一事業年度としている。